

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄西日本動力車労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 10 月 10 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

事業所廃止計画の撤回等

平成 27 年 10 月 9 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

京 都 府 福知山支社福知山駅

大 阪 府 大阪支社四条畷駅

奈 良 県 大阪支社吹田総合車両所奈良支所

広 島 県 広島支社五日市駅